

請 願 一 覧 表

番号	件 名	4	3
紹介議員	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出についての請願	「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願書	
請願者住所	相馬市内	福島市内	
請願者氏名	相双地方労働組合総連合議長	福島県弁護士会会長	
備考			

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出についての請願

請願の趣旨

物価高騰は、国民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に打撃を与え、地域経済を疲弊させています。とくに、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻です。労働者のくらしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、賃金引き上げの動きを加速させ、GDPの六割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があります。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要です。

また、現行の地域別制度は、人口の一極集中や若者の都市部への流出の大きな原因となっています。二〇二四年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時給一、一六三元、福島県では九五五円、最も低い秋田県では九五円となりました。福島県と東京都では、同じ仕事でも時給で二〇八円、年収で四三三、八一二円（厚生労働省が示す法定労働時間の上限一七・八時間で算出）もの格差が生じます。最低賃金の大幅引き上げとともに地域間格差をなくす全国一律へ法改正を行うことが喫緊の課題になっています。

全国一律制と最低賃金引き上げを実現させるためには、中小企業・小規模事業所への抜本的な支援強化が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と、大胆な財政出動が求められます。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。

以上のことから、貴議会におかれましては、国に向けた意見書を提出されるよう請願いたします。

請願項目

- 一 最低賃金を全国一律制度に改正すること
- 二 労働者の生活を支えるため、最低賃金についてただちに一、五〇〇円以上を実現すること
- 三 最低賃金の引き上げができ、経営が継続するように、中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化すること

以上

令和六年十一月二十七日

相馬市内

相双地方労働組合総連合

議長

相馬市議会議長 高玉 良一様

「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願書

要旨

別紙「再審法改正を求める意見書」を採択されるよう請願します。

理由

やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。これでは適正・公平な裁判とはいえません。その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人（元被告人）の無実を示すものが含まれていることも少なくありません。しかし、現行法では、そのような証拠を出させる（開示させる）ことを定

めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられているため、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。このような不正義を放置しておくことはできません。

しかも、いったん裁判所がえん罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられています。現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の二段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。したがって、再審請求手続において再審開始決定、つまり裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、有罪判決の正当性に疑いが生じていることになりますので、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理を行うべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立てを認めるべきではありません。

えん罪被害者の中には、例えば名張事件や日野町事件のように、えん罪を晴らすことができないまま亡くなった方もいますし、大崎事件（九十七歳）や袴田事件（八十八歳）のように、相当の高齢となっている方もいます。このように、えん罪被害者の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情です。

袴田事件の再審公判では、検察官は再び有罪立証を行い、袴田巖氏に対して死刑を求刑しましたが、静岡地裁は、九月二十六日、①非人道的な取調べによって獲得された自白調書、②最も中心的な証拠であった「五点の衣類」、③袴田巖氏の実家から発見されたとされる「五点の衣類」のズボンの共布について、いずれも「捜査機関によってねつ造された」と認定したうえで無罪判決を言い渡しました。検察官が上訴権を放棄して無罪判決が確

定しましたが、事件発生から五十八年、判決確定から四十四年、最初の再審開始決定から十年もの歳月を要しています。

そこで、日本弁護士連合会は、令和五年六月十六日に開催された定期総会において、再審請求手続における証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、再審請求手続における手続規定の整備を中心とする再審法の改正を速やかに行うよう求める決議を採択し、令和六年九月二十六日に「『袴田事件』の再審無罪判決を受けて、検察官に対して速やかな上訴権放棄を求めるとともに、政府及び国会に対して改めて死刑制度の廃止と再審法の速やかな改正を求める会長声明」、同年十月九日に「『袴田事件』の再審無罪判決確定を受けての会長談話」を発出しました。また、全国各地の弁護士会、弁護士会連合会でも、同趣旨の決議が行われ、全ての弁護士会、弁護士会連合会において同趣旨の会長声明を発出しています。

以上の理由から、再審法は速やかに改正されるべきだと考えます。

この間、令和六年三月十一日には、与野党百三十四名の国会議員（最高顧問 麻生太郎衆議院議員）の参加を得て、超党派で「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が結成され、参加議員の数も日々増えている状況です。このように、再審法改正の問題が国会議員にも喫緊の政治的課題として認識され、再審法改正に向けた機運は高まりつつあります。

しかし、令和六年十月八日、上訴権放棄に先立ち、最高検察庁の畝本直美検事総長は、上記静岡地裁判決に対する検事総長談話を発表しました。本件談話は、令和五年の東京高裁決定を踏まえた対応として、「憲法違反等刑事訴訟法が定める上告理由が見当たらない」ことを理由に「特別抗告を行うことは相当ではない」と判断しつつも、「静岡地裁における再審公判では、有罪立証を行う」こととしたとして、再審公判に臨んだ趣旨を述べた

うえで、再審無罪判決に対し、「大きな疑念を抱かざるを得」ない、「論理則・経験則に反する部分が多々あり」、「強い不満を抱かざるを得ない」、「控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容であった」などと批判を述べており、法務省は、今なお再審法改正に消極的な姿勢を崩していません。

したがって、再審法改正を実現するためには、何よりも世論の後押しが必要です。

そして、全国の地方議会で再審法改正を求める意見書を採択していただくことは、広範な世論を形成する上で大きな意義があり、令和六年十一月十四日の時点で、すでに十六道府県議会を含む四百二十七の地方議会（当県は二十の地方議会）で再審法改正を求める意見書が採択されています。しかし、再審法改正に向けた流れをより確実なものとするためには、さらに多くの地方議会で同様の意見書を採択していただきたいと考えています。そこで、別紙意見書を採択していただきたく請願をいたしました。

貴議会におきましても、同趣旨の意見書を採択していただきたく、お願い申し上げます。

多数の議会において意見書を採択していただき、多くの意見書を政府・国会に届けることで法改正につなげることが出来るものと考えております。ぜひとも御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件につきまして、ご不明な点などがございましたら、担当弁護士（福島県弁護士会会長。

（ ）までご連絡いただければ幸いです。

令和六年十一月二十六日

相馬市議会議長 高玉 良一様

請願者住所 福島市内

福島県弁護士会

氏名 (会長 鈴木 靖裕)